

みずほ

発行/瑞穂町 編集/秘書広報課 毎月1回1日発行
 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
 ☎ 042 (557) 0501 (代表)
 ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

人口と世帯	人口	33,941人 (78人増)
	男	17,332人 (37人増)
	女	16,609人 (41人増)
1月1日現在	世帯	13,167 (39世帯増)
()は前月比	外国人登録数	669人

No.541



新春を駆ける

1月14日、快晴の中、第31回瑞穂町駅伝競走大会が行われました。選手は、沿道からのたくさんの方の応援を受け、一生懸命走り抜きました。

皆さん、ご協力ありがとうございました。(関連記事13ページ)

おもな内容

確定申告、町・都民税の申告	ほか	2 ~ 3
税源移譲によりあなたの所得税・住民税が変わります		4 ~ 5
みずほ伝言板	バランスシート 行政コスト計算書 家庭ごみ分別変更説明会を開催	ほか 6 ~ 8
福祉	心身障害者(児)福祉センターあゆみ通所 希望受付 認知症予防講演会	ほか 9 ~ 11
インフォメーション	選挙管理委員会から選挙のお知らせ 公共交通に関する要望活動	ほか 14 ~ 17
教育委員会からのお知らせ	町立小・中学校の入学通知は届きましたか	ほか 18 ~ 20

税

確定申告 町・都民税の申告

所得税の確定申告

確定申告を

しなければならない方

【事業所得や不動産所得などがある場合】

平成18年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方

【サラリーマン等の給与所得者】

平成18年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方が給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
2カ所以上から給与等の支払いを受けている方

【同族会社の役員】

またはその他親族等の場合
同族会社からの給与のほか、次の収入のある方

同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息
不動産、動産、営業権などの賃貸料
機械、器具などの使用料

給与所得者で確定申告をする必要のない方で、次の方は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

年の途中で退職し、その後就職していないため、年末調整を受けていない方

還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。

介護保険料は健康保険や年金の掛け金と同様、社会保険料控除の対象となります。

問合せ 高齢者福祉課
TEL 557 0594

臨時受付窓口のご利用を

日程 2月18日・25日(日)

時間 午前9時～正午
午後1時～5時

場所 青梅税務署

2～5ページでは、税の申告や改正についてお知らせします。

2ページ…所得税の確定申告

3ページ…町・都民税の申告受付

4～5ページ…所得税・住民税が変わります

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

期間	受付時間	場所	その他
2月8日(木)～10日(土)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	福生駅 プチギャラリー3階	▶ 給与所得者、年金受給者、農業所得者および小規模事業者の方は、ご利用ください。
2月14日(水)・15日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時	瑞穂町民会館	▶ 譲渡所得・消費税・相続税・贈与税の申告は、税務署でご相談ください。
2月16日(金)～28日(水) (土・日曜日は除きます)	午前9時～11時 午後1時～3時	羽村市役所 福生市商工会館 あきる野市役所	▶ 福生駅プチギャラリーは、給与所得者・年金受給者の相談のみとさせていただきます。
2月20日(火)～23日(金)		瑞穂町民会館	

問合せ 青梅税務署

TEL 0428(22)3185

ご存じですか

高齢者に関する各種控除

高齢者の「障害者控除」

65歳以上で身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

確定申告の際、障害者控除対象者認定書を添付すると、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。



控除の対象となる方

控除区分	要介護認定の結果による区分
障害者控除	認知状態にあり、 ¹ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の に該当
	² 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準のAに該当
特別障害者控除	認知状態にあり、 ¹ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の 以上に該当
	寝たきりの状態にあり、 ² 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準のB以上に該当

1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準とは
認知機能の障がい日常生活に及ぼす影響の度合いを判定したもので、軽度から順に 、 、 、 、 の5段階で区分しています。

2 障がい高齢者の日常生活自立度判定基準とは
動作の障がい日常生活に及ぼす影響の度合いを判定したもので、軽度から順にJ、A、B、Cの4段階で区分しています。

申請できる方

本人およびその家族の方(扶養している方)

町・都民税の申告受付

所得税の確定申告も併せて受け付けます。
ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、農業・営業などの所得のある方と、青色申告、消費税、相続税、贈与税の申告をする方は、青梅税務署で直接申告をしてください。

この申告は、1月1日現在の住所地で平成18年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

(土・日曜日は除きます)

時間 午前9時～11時、午後1時～4時

場所 町民会館ホール

平成18年度に申告をしていただいた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。

申告書が届かない方は、税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

町・都民税の申告を

しなければならぬ方
給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先でお確かめください)
事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
国民健康保険に加入している方
所得のなかった方も申告を
申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入し、ご提出ください。

申告の必要がない方

平成18年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
勤務先から町に給与支払報告書の提出があり、給与所得のほかには所得のない方
申告に持参するもの
印鑑

所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
社会保険料・生命保険料・損害保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛け金・個人

出張受付をご利用ください

日程	受付時間	場所
2月21日(木)	午前9時～11時	長岡南会館
2月22日(木)	午後1時～4時 午前中は大変混み合います。 午後の受付も、ご利用ください。	元狭山 コミュニティ センター
		武蔵野 コミュニティ センター
2月23日(金)		

年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの
生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。また、医療費控除には必ず領収書が必要です。あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。
障害者控除を受ける方は障がい証明する書類等
申告書は郵送でも受け付けます。

問合せ 税務課

TEL 557 7519

持ち物 身分証明書
認定書の発行

高齢者福祉課で発行しますので、直接窓口にお越しください。

要介護認定を受けている方へ

介護保険のサービス利用料が、医療費控除の対象となる場合があります。

対象

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所されている方
居宅サービスを利用されている方で、医療系サービスが位置付けられた居宅サービス計画に基づいて、介護サービスを利用されている方

おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代に掛かった費用を医療費控除される場合、医師の発行した「おむつ使用証明書」の代わりに、町にある要介護認定資料(主治医意見書)が利用できる場合があります。

いずれも、詳しくは、お問い合わせください。
なお、介護度、日常生活自立度などの個人情報について、電話でのお問い合わせは受けられません。

問合せ 高齢者福祉課

TEL 55710594



あなたの所得税・住民税が変わります

問合せ 税務課 ☎557-7519

ほとんどの方は、平成19年1月分から所得税が減りました。そのぶん、6月分から住民税が増えます。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

どうして変わったの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、三位一体改革が進められています。その一環として、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。およそ3兆円の税源が国から地方へ移譲されます。この税源移譲に伴って、皆さんが納めている住民税が大きく変わることとなります。



どう変わるの？

税源移譲によって、町は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用



4段階の税率を、6段階に細分化

(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないように制度設計)

住民税 平成19年6月分から適用



3段階の税率から、一律10%に

(都道府県民税4%、区市町村民税6%)

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合



給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

夫婦 + 子ども2人の場合



給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

夫婦 + 子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されました。

景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として、平成11年度から導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止（所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）されました。

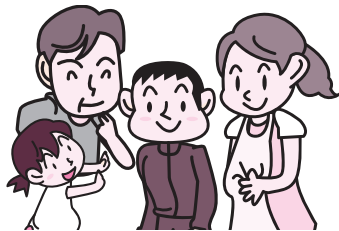
平成18年

所得税...平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
住民税...平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降

所得税...平成19年1月分から廃止
住民税...平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦 + 子ども2人・給与収入700万円（年額）



平成18年

住民税 196,000円
・定率減税 14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 26,300円
合計 418,000円

平成19年

住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

経過措置として
課税
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担
この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円（年額）

平成17年度

住民税 非課税
所得税 34,800円
・定率減税 6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度

住民税 19,900円
・定率減税 1,500円
・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$ 12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度

住民税 37,300円
・住民税 × $\frac{1}{3}$ 12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。